

平成27年度
寒川町国民健康保険運営協議会（第3回）会議次第

日時：平成27年11月17日（火）

午後1時00分から

場所：議会第1会議室（3F）

1. 開会

2. 議題

（1）寒川町国民健康保険条例の一部改正について

・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1

（2）平成27年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について

・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料2

3. その他

4. 閉会

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

(案)

議案第 号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条文の整理を図るため提案する。

(案)

寒川町条例第 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)」に改める。

第25条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(案)

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>

資料2

平成27年度寒川町国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)

歳入 ▲ 2,015 千円

単位: 千円

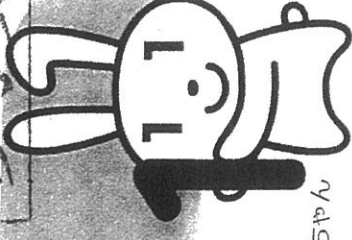
項	目	節	細節	補正前の額	補正額	補正後の額
01: 他会計繰入金	01: 一般会計繰入金	02: 職員給与費等繰入金	01: 職員給与費等繰入金	94,619	▲ 2,015	92,604

歳出 ▲ 2,015 千円

項	目	事業3	補正前の額	補正額	補正後の額
01: 総務管理費	01: 一般管理費	001: 職員給与費	61,387	▲ 2,015	59,372

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。



愛称：
マイナちゃん

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、
他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

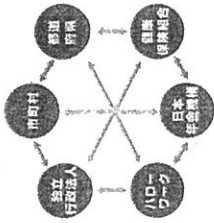
所得や他の行政サービスとの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行います。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ。

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、さまざまなおメリットをもたらします。

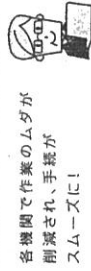


国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。



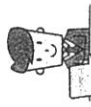
行政手続が、正確で早くなります。



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。



適正・公平な課税を実現します。



年金などの社会保障を、確実に給付します。



公平・公正な社会の実現

この2つで、さらに便利に!

個人番号カード

市町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。



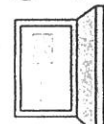
- 身分証明書になるほか、健康保険証などの機能も展開されています。

各種証明書をコンビニで発行!



マイ・ポータル(仮称)

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。



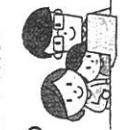
- 年金など、各種社会保障料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴

マイ・ポータル(仮称) 開設予定

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。

将来的には、こんなメリットも予定されています。

- 予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得!
- 引越しなどの複数の届出が、パソコンでまとめてできる!



平成27年10月～

制度実施の流れ

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～

●社会保障・税・災害対策の手續で、マイナンバーの利用が開始
●申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり

個人情報分岐管理 成りすまし防止

一元管理しないことで、行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。

システムへの接続制限

各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限。

マイナンバーの接続制御

各機関がマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に、実施します。

アクセス記録の確認

自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。

第三者機関の新設

制度の運用を幅広く監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。

罰則の強化

マイナンバーの漏えいや目的外の取扱いに刑事罰が科せられる場合があります。

事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。

詳しくは 外部へ



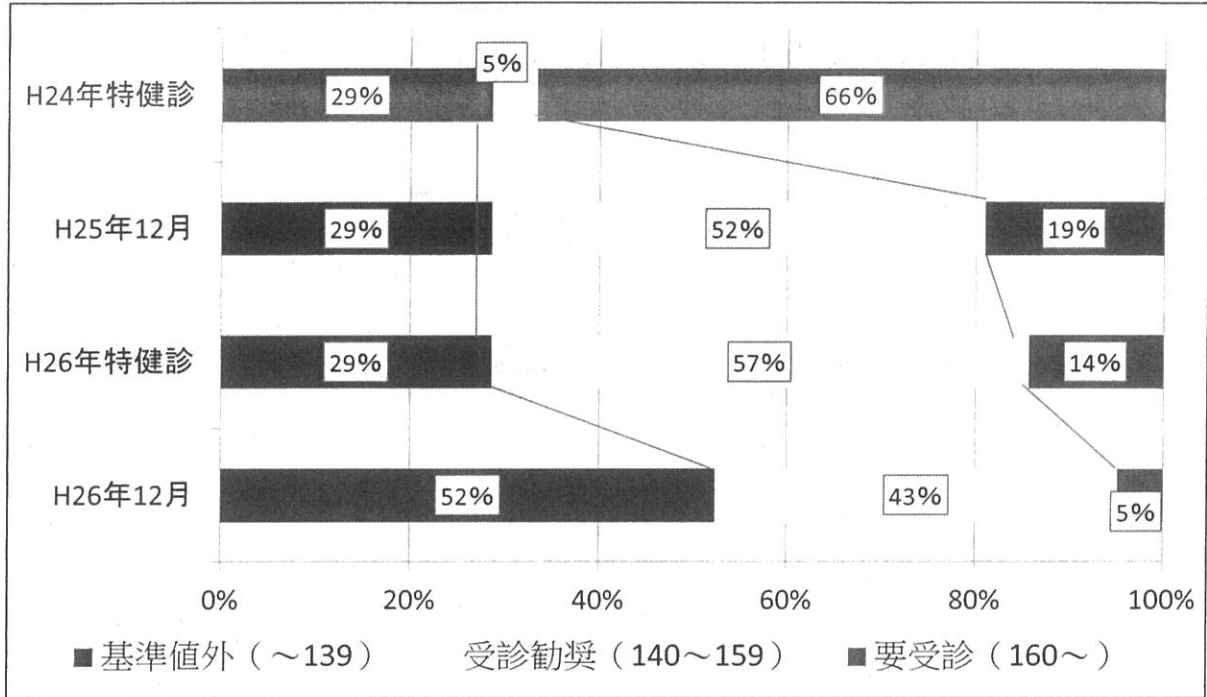
マイナンバーは一生使うもの。大切にね!

かながわ保健指導モデル事業の経過報告と生活習慣病の現状

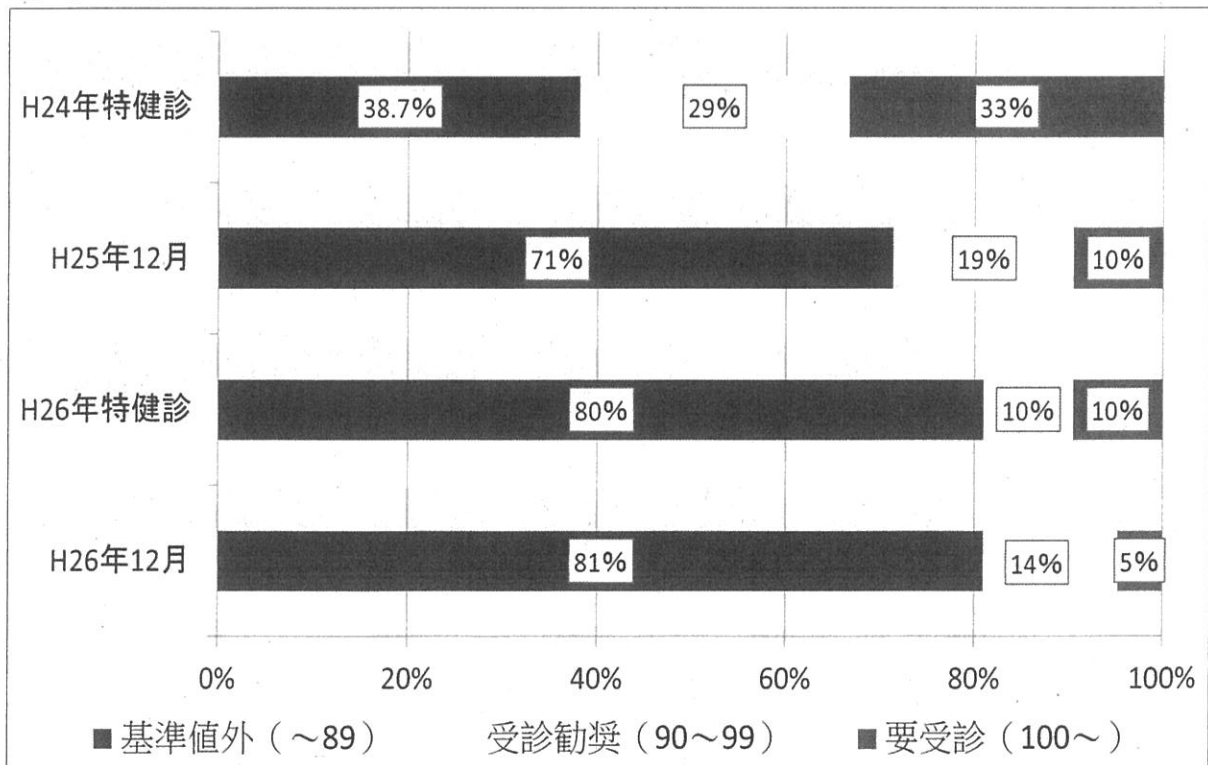
1. かながわ保健事業モデル事業の途中経過

① 収縮期血圧

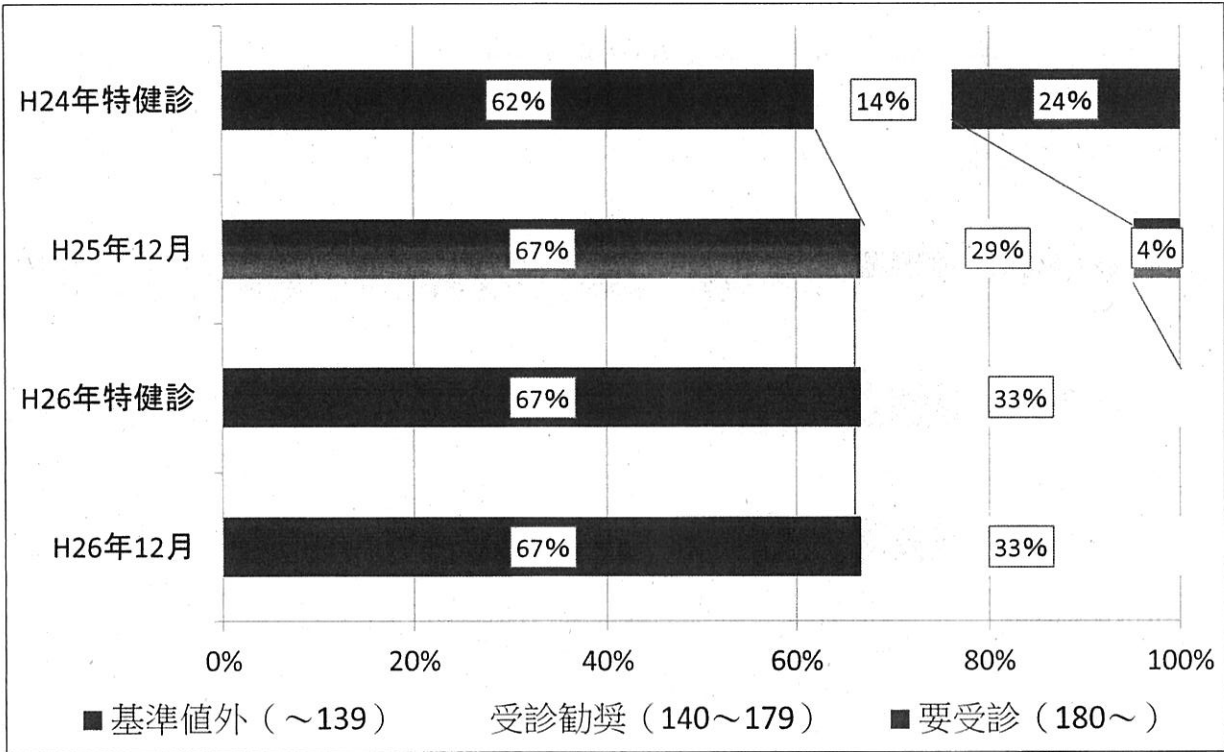
評価対象者 21人



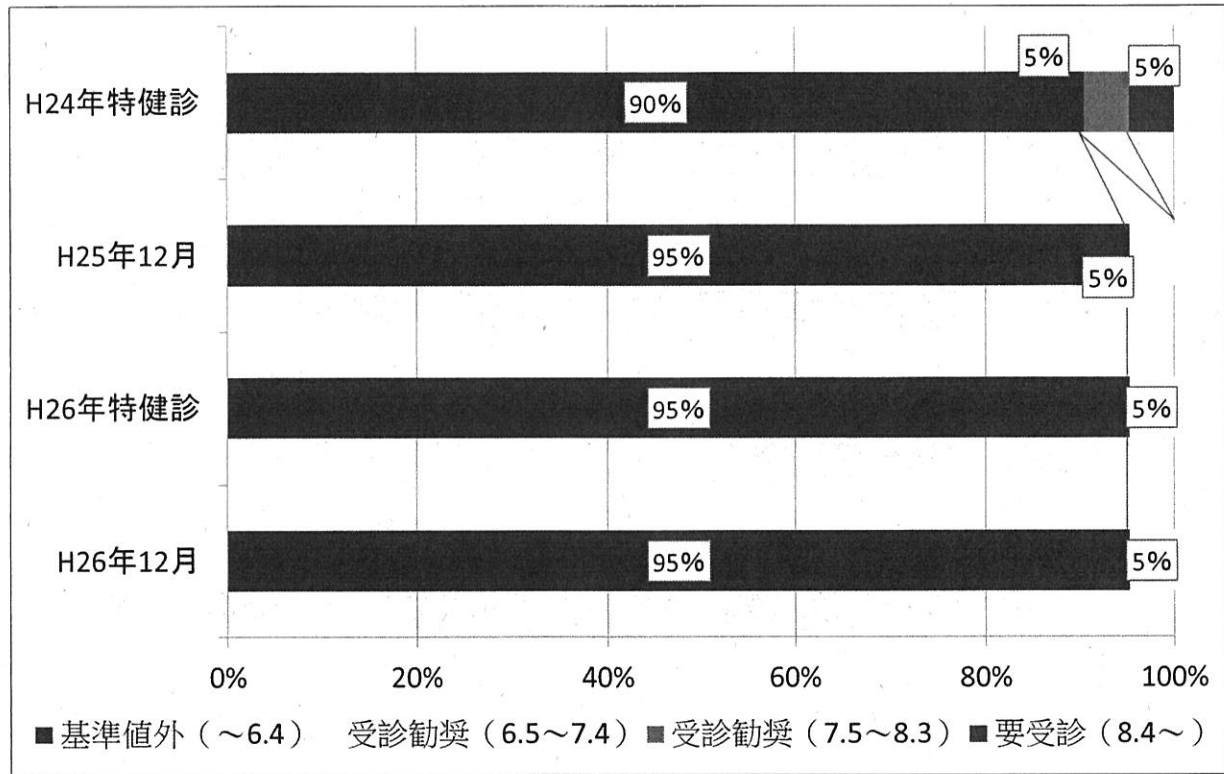
② 拡張期血圧



③ LDL(脂質)

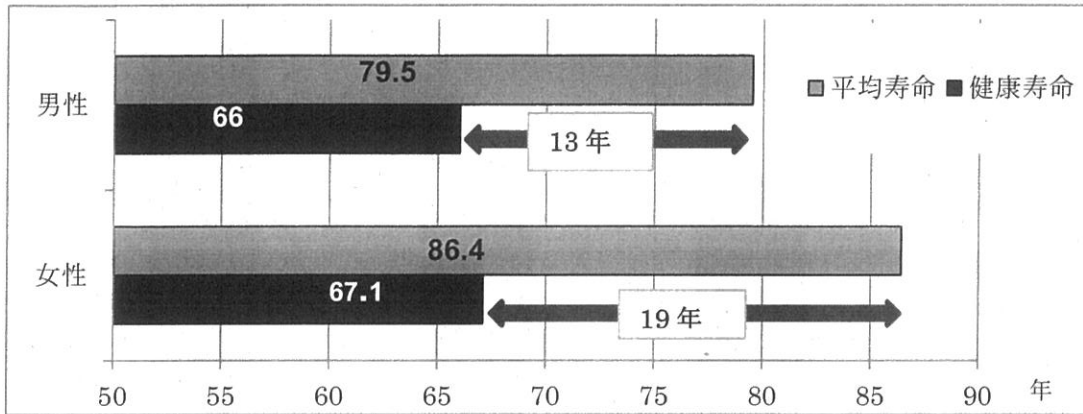


④ 血糖

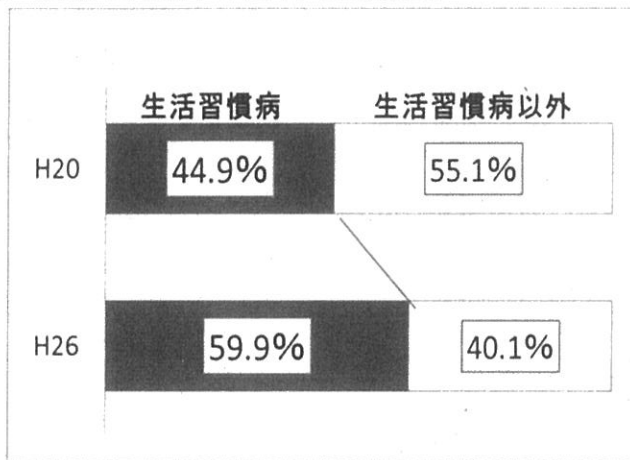


2. 町国保の生活習慣病の現状 ～国保データシステム等の分析から～

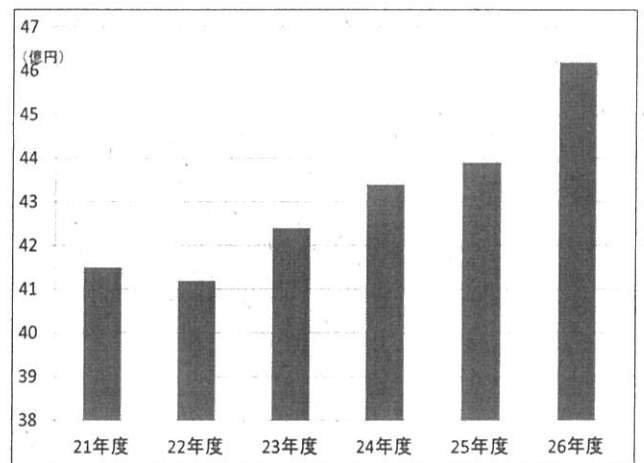
① 平均寿命と健康寿命



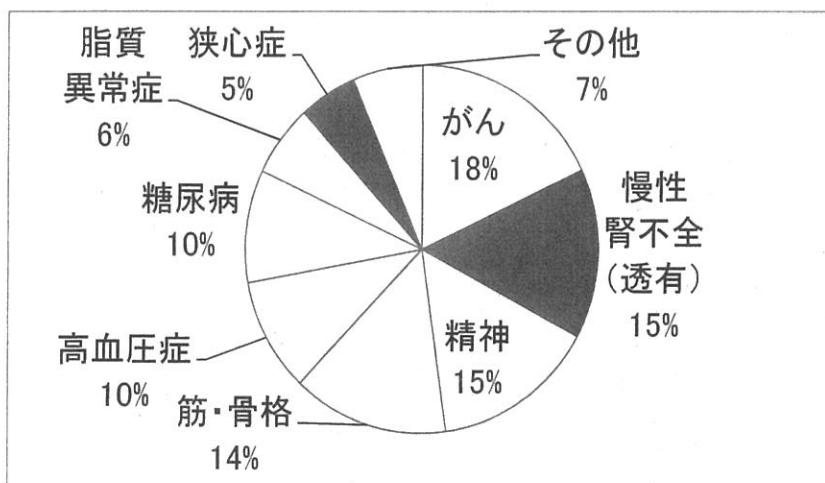
② 生活習慣病の割合 (医療費)



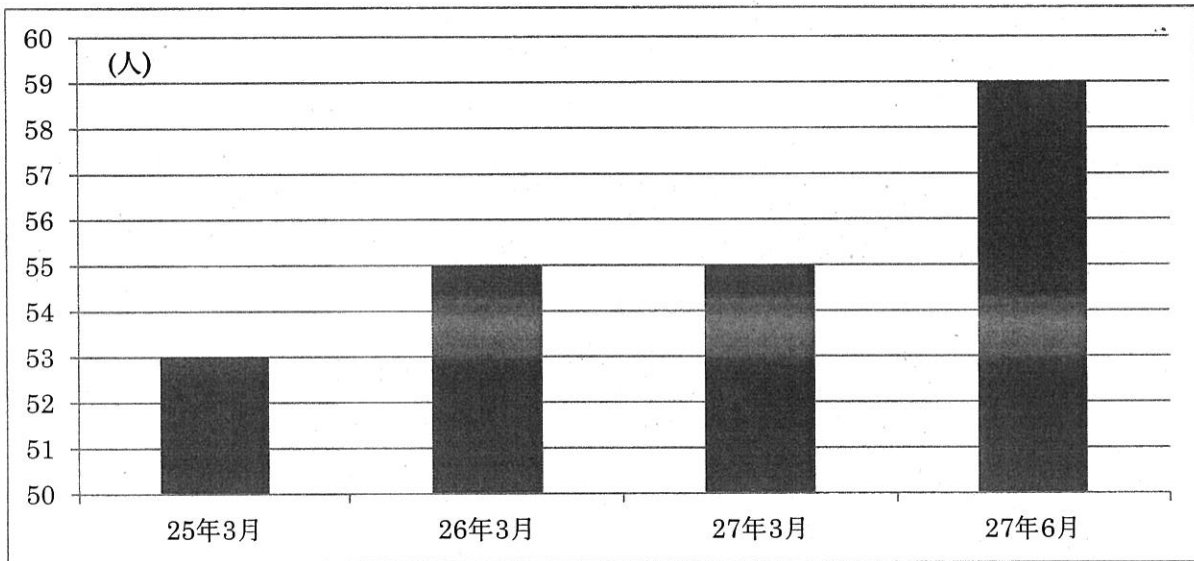
③ 医療費の年次推移



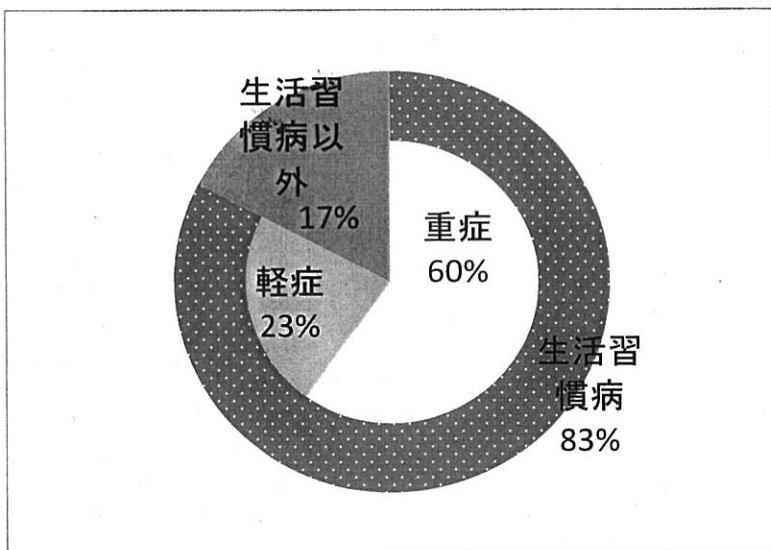
④ 医療費分析



⑤人工透析者の人数



⑥介護保険新規申請者の生活習慣病の状況



- ・平均寿命と健康寿命には、男性約13年、女性約19年の差がある。
- ・医療費は年々増え続けており、その医療費の生活習慣病が占める割合は、20年度が4割半であったが、26年度は6割まで増えた。
- ・医療費の分析では、県が4位の慢性腎不全（透析有）が2位ぐらゐに出ていない狭心症（心疾患）が8位に出ているのが特徴である。
- ・人工透析者は増加傾向にあり、半数は糖尿病の重症化によるものである。
- ・26年度介護保険の新規申請者の生活習慣病の占める割合は8割強、更にその中の7割、申請者全体の6割が生活習慣病の重症化や合併症によるものである。